



# 鳥取県公報

平成 30 年 7 月 3 日 (火)  
号外第 68 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則 (56) (資産活用推進課) . . . . . 4
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (57) (福祉保健課) . . . . . 6
	鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (58) (障がい福祉課) . . . . . 9
	鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (59) (医療政策課) . . . 14

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

事務の効率化を図るため、必要性の弱い行政財産の使用許可等に係る事務手続の終了の報告について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 行政財産の使用の許可及び公有財産の貸付けに係る事務手続終了報告書の提出を要しないこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げる。

救 助 の 種 類			支出することができる費用の限度額	
			改正後	現 行
応急仮設住宅（建設型仮設住宅）の設置（1戸当たり）			5,610,000円	5,516,000円
炊き出しその他による食品の給与（1人1日当たり）			1,140円	1,130円
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合）	夏季（4月1日から9月30日まで）	1人世帯	18,500円	18,400円
		2人世帯	23,800円	23,700円
		3人世帯	35,100円	34,900円
		4人世帯	42,000円	41,800円
		5人世帯	53,200円	52,900円
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	1人世帯	30,600円	30,400円
		2人世帯	39,700円	39,500円
		3人世帯	55,200円	54,900円
		4人世帯	64,500円	64,200円
		5人世帯	81,200円	80,800円
	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	11,200円	11,100円	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合）	夏季（4月1日から9月30日まで）	3人世帯	12,200円	12,100円
		4人世帯	14,800円	14,700円
		5人世帯	18,700円	18,600円
	冬季（10月1日から翌年3月31日まで）	2人世帯	12,800円	12,700円
		3人世帯	18,100円	18,000円
		4人世帯	21,500円	21,400円
		5人世帯	27,100円	27,000円
住宅の応急修理（1世帯当たり）			584,000円	574,000円

埋葬（1体当たり）	大人	211,300円	210,200円
	小人	168,900円	168,100円
障害物の除去（1世帯当たり）		135,400円	135,100円

(2) 救助に従事させた者に支出する日当の額を次のとおり引き上げる。

職 別	支出することができる日当の額	
	改正後	現 行
大工	20,900円	20,300円
左官	20,100円	19,500円
とび職	21,200円	20,500円

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者福祉法施行規則の一部が改正され、視覚障害に関する身体障害認定基準が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 身体障害者診断書・意見書の様式について、視覚障害の新たな認定基準による認定に必要な事項を記載するよう改める等の所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

医療法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 貸付金の借受者の資格のうち専門医資格を有する者は、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた者とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第56号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(遅延利息) 第21条 略</p> <p>2 前項の遅延利息の額は、貸付料の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>(取得等の事務手続の報告) 第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書（様式第38号）に必要な図面その他関係書類を添付して資産活用推進課長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる事務のほか、第43条及び第46条から前条までに規定する帳簿の記載事項又は記載事項の変更に係る事務</p>	<p>(遅延利息) 第21条 略</p> <p>2 前項の遅延利息の額は、貸付料の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、納付期日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>(取得等の事務手続の報告) 第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書（様式第38号）に必要な図面その他関係書類を添付して資産活用推進課長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>行政財産の使用の許可</u> (4) <u>公有財産の貸付け</u> (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる事務のほか、第43条から前条までに規定する帳簿の記載事項又は記載事項の変更に係る事務</p>

第2条 鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を次のように改正する。

様式第38号その2を次のように改める。

(その2)

番 号

年 月 日

## 事務手続終了報告書

職 名 様

 職 名 印  
 担当者名  
 所 属  
 電話番号

下記不動産の借受の事務手続を終了したので報告します。

## 1 土地

名称	所在地	分類	用途	地目		数量	借受数量	借受料	期間	相手方 住所氏名	契約 締結 年月日	備考
				公簿	現況							
									～			
									～			
合 計												

## 2 建物その他の財産 ( )

名称	種別	所在地	分類	用途	構造	数量	借受数量	借受料	期間	相手方 住所氏名	契約 締結 年月日	備考
									～			
									～			
合 計												

## 記載要領

※(その1)の記載要領に記載された内容のほか、次に掲げる事項に従い記入すること。

- 1 数量欄には、借受の対象となる財産の全体数量を記入すること。
- 2 期間欄には、「いつからいつまで」という形で、具体的な年月日時間を記入すること。
- 3 備考欄には、料金算出根拠等を記入すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建設型仮設住宅の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>（ア）・（イ） 略</p> <p>（ウ） 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>5,610,000円</u>以内とする。</p> <p>（エ）～（キ） 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,140円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建設型仮設住宅の供与については、次に掲げるところによる。</p> <p>（ア）・（イ） 略</p> <p>（ウ） 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるものとし、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>5,516,000円</u>以内とする。</p> <p>（エ）～（キ） 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,130円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受</p>

けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 30,600	円 39,700	円 55,200	円 64,500	円 81,200	円 11,200

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	円 2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 9,800	円 12,800	円 18,100	円 21,500	円 27,100	円 3,500

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。

(3) 略

7・8 略

9 埋葬

けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 52,900	円 7,800
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 30,400	円 39,500	円 54,900	円 64,200	円 80,800	円 11,100

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 6,000	円 8,100	円 12,100	円 14,700	円 18,600	円 2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 9,800	円 12,700	円 18,000	円 21,400	円 27,000	円 3,500

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。

(3) 略

7・8 略

9 埋葬

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人<u>211,300円</u>以内、小人<u>168,900円</u>以内とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>10・11 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が<u>135,400円</u>以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>実費弁償</p> <p>1 令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 大工 1人1日当たり <u>20,900円</u></p> <p>キ 左官 1人1日当たり <u>20,100円</u></p> <p>ク とび職 1人1日当たり <u>21,200円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人<u>210,200円</u>以内、小人<u>168,100円</u>以内とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>10・11 略</p> <p>12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、当該市町村内において障害物の除去を行った世帯に係る費用の1世帯当たりの平均が<u>135,100円</u>以内とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>13 略</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <p>実費弁償</p> <p>1 令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1) 日当</p> <p>日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 大工 1人1日当たり <u>20,300円</u></p> <p>キ 左官 1人1日当たり <u>19,500円</u></p> <p>ク とび職 1人1日当たり <u>20,500円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>様式第3号（第5条関係）                      身体障害者診断書・意見書                      総括表（障害用）</p> <p>略</p> <p>②原因となつた疾病・外傷名 <span style="font-size: 2em;">{</span> 交通・労災・その他の事故・                      戦傷・戦災・<u>自然災害</u>・疾病                      ・先天性・その他（ ）</p> <p>略</p> <p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても、参考意見を記入すること。）                      障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に                      ・該当する（ 級相当）  <u>視覚障害時記載</u>      <u>肢体不自由時記載</u></p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>内訳</td><td>等級</td></tr> <tr><td>視力障害</td><td>級</td></tr> <tr><td>視野障害</td><td>級</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>内訳</td><td>等級</td></tr> <tr><td>上肢不自由</td><td>級</td></tr> <tr><td>下肢不自由</td><td>級</td></tr> <tr><td>体幹不自由</td><td>級</td></tr> </table> <p>・該当しない</p> <p>(注) 1 「障害名」欄には、現在起こっている障害（<u>両眼視力障害</u>、<u>両耳ろう</u>、<u>右上下肢麻痺</u>、<u>心臓機能障害</u>等）を、「原因となつた疾病・外傷名」欄には、原因となつた疾患等（<u>緑内障</u>、<u>先天性難聴</u>、<u>脳卒中</u>、<u>僧帽弁膜狭窄</u>等）を、それぞれ記入すること。                      2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「<u>歯科医師による診断書・意見書</u>」を添付すること。                      3 略</p> <p>視覚障害の状況及び所見</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">1 視力</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">裸眼視力      矯正視力</td> </tr> <tr> <td>右眼</td> <td style="text-align: center;">× D    Cyl D Ax °</td> </tr> </table>	内訳	等級	視力障害	級	視野障害	級	内訳	等級	上肢不自由	級	下肢不自由	級	体幹不自由	級	1 視力			裸眼視力      矯正視力	右眼	× D    Cyl D Ax °	<p>様式第3号（第5条関係）                      身体障害者診断書・意見書                      総括表（障害用）</p> <p>略</p> <p>②原因となつた疾病・外傷名 <span style="font-size: 2em;">{</span> 交通・労災・その他の事故・                      戦傷・戦災・<u>疾病</u>・先天性・                      その他（ ）</p> <p>略</p> <p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても、参考意見を記入すること。）                      障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に                      ・該当する（ 級相当）</p> <p>・該当しない</p> <p>(注) 1 「障害名」欄には、現在起こっている障害（<u>両眼失明</u>、<u>両耳ろう</u>、<u>右上下肢麻痺</u>、<u>心臓機能障害</u>等）を、「原因となつた疾病・外傷名」欄には、原因となつた疾患等（<u>角膜混濁</u>、<u>先天性難聴</u>、<u>脳卒中</u>、<u>僧帽弁膜狭窄</u>等）を、それぞれ記入すること。                      2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「<u>歯科医師による診断書・意見書</u>」を添付してください。                      3 略</p> <p>視覚障害の状況及び所見</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">1 視力</td></tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">裸眼      矯正</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td style="text-align: center;">( × DCyl D Ax )</td> </tr> </table>	1 視力			裸眼      矯正	右	( × DCyl D Ax )
内訳	等級																										
視力障害	級																										
視野障害	級																										
内訳	等級																										
上肢不自由	級																										
下肢不自由	級																										
体幹不自由	級																										
1 視力																											
	裸眼視力      矯正視力																										
右眼	× D    Cyl D Ax °																										
1 視力																											
	裸眼      矯正																										
右	( × DCyl D Ax )																										

左眼 | | × D ⊖ cyl D Ax °

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内  
上内内内下外外外合  
上 下 下 上計

右									度 (≤80)
左									度 (≤80)

② 両目による視野が  度  
2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

上内内内下外外外合計  
上 下 下 上

右								①	度
左								②	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方)

視野角度 (  × 3

(I / 2) (①と②のうち小さい方)  
+  ) / 4 =  度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト

両目開放視認点数  点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③  点 (≥26dB)

左 ④  点 (≥26dB)

両眼中心 (③と④のうち大きい方)

視野視認 (  × 3

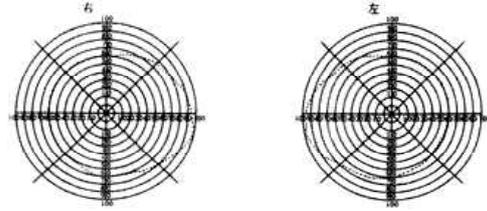
点数 (③と④のうち小さい方)  
+  ) / 4 =  度

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

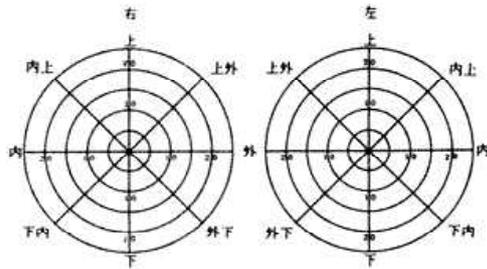
左 ( × DCyl DAx )

2 視野



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

3 中心視野



上	上	外	外	下	下	内	内	計	視能率	損失率
	外	下	内	内	上	①	②		%	%
右									(① ÷ 560 × 100)	(100 - ②)
	度	度	度	度	度	度	度	度		

上	上	外	外	下	下	内	内	計	視能率	損失率
	外	下	内	内	上	④	⑤		%	%
左									(④ ÷ 560 × 100)	(100 - ⑤)
	度	度	度	度	度	度	度	度		

(③と⑥のうち大きい方) + (③と⑥のうち小さい方) × 3

4

両目の損失率

%

4 現症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

視野  
コピー  
添付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

聴覚、平衡、音声・言語又はそしやく機能障害の状況及び所見

略

肢体不自由の状況及び所見

略

動作・活動の状況 (自立-○、半介助-△、全介助又は不能-×のいずれかを記入し、( )の中のものを使うときは、それを○で囲むこと。)

略

略	ブラシで歯を磨く (自助具)	右 左
---	----------------	--------

略

略	略
食事をする (はし・スプーン・自助具)	右 左
コップで水を飲む	右 左

(注) 1 左・右の別のある項目については、左・右それぞれの状況について記入すること。

2 略

歩行能力・起立位保持・座位保持・片脚立位の状況

- [ ] 内の該当する箇所を○で囲むこと。
- (1) 歩行能力 (杖・装具等なしでの状況)  
[正常に可能・(2 km・1 km・100m) 以上の歩行不能・ベッド周囲のみ歩行可・歩行不能]
  - (2) 起立位保持 (杖・装具等なしでの状況)  
[正常に可能・(1 時間・30分・10分) 以上困難・不能]
  - (3) 座位保持  
[10分以上保てる・10分未満しか保てない]
  - (4) 片脚立位

聴覚、平衡、音声・言語又はそしやく機能障害の状況及び所見

略

肢体不自由の状況及び所見

略

動作・活動の状況 (自立-○、半介助-△、全介助又は不能-×のいずれかを記入し、( )の中のものを使うときは、それを○で囲むこと。)

略

略	ブラシで歯を磨く (自助具)	
---	----------------	--

略

略	略
食事をする (はし・スプーン・自助具)	
コップで水を飲む	

(注) 1 上肢に関して、片麻痺の場合は障害のある側の機能について記入すること。

2 略

[右：できる・半介助・できない] [左：できる・半介助・できない]	
略	略
脳原性運動機能障害	脳原性運動機能障害
略	略
心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)	心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)
1～4 略 5 ペースメーカ(有( 年 月 日施術)・無) 人工弁移植、弁置換(有( 年 月 日施術) ・無)	1～4 略 5 ペースメーカ(有・無) 人工弁移植、弁置換(有・無)
6・7 略	6・7 略
心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)	心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)
略	略
腎臓の機能障害の状況及び所見	腎臓の機能障害の状況及び所見
略	略
呼吸器の機能障害の状況及び所見	呼吸器の機能障害の状況及び所見
略	略
ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見	ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見
1 ぼうこう機能障害の状況及び所見 <input type="checkbox"/> 尿路変向(更)のストマを造設しているもの (永久的に造設されるものに限る。) (1)・(2) 略 <input type="checkbox"/> 高度の排尿機能障害のあるもの 略	1 ぼうこう機能障害の状況及び所見 <input type="checkbox"/> 尿路変向(更)のストマを造設しているもの  (1)・(2) 略 <input type="checkbox"/> 高度の排尿機能障害のあるもの 略
2 直腸機能障害の状況及び所見 <input type="checkbox"/> 腸管のストマを造設しているもの (永久的に造設されるものに限る。) (1)・(2) 略 <input type="checkbox"/> 治療困難な腸瘻 <sup>ろう</sup> のあるもの 略 <input type="checkbox"/> 高度の排便機能障害のあるもの 略	2 直腸機能障害の状況及び所見 <input type="checkbox"/> 腸管のストマを増設 <sup>ろう</sup> しているもの  (1)・(2) 略 <input type="checkbox"/> 治療困難な腸瘻 <sup>ろう</sup> のあるもの 略 <input type="checkbox"/> 高度の排便機能障害のあるもの 略
3 略	3 略
略	略
小腸の機能障害の状況及び所見	小腸の機能障害の状況及び所見
略	略
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による免疫の機能障害の状況及び所見  (13歳以上用)	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による免疫の機能障害の状況及び所見  (13歳以上用)
略	略
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による免疫の機能障害の状況及び所見  (13歳未満用)	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による免疫の機能障害の状況及び所見  (13歳未満用)
略	略
肝臓の機能障害の状況及び所見	肝臓の機能障害の状況及び所見
略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鳥取県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成された書類は、改正後の鳥取県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第59号**

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の借受者の資格)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア <u>専門医資格を有する者（厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた者をいう。以下同じ。）</u>であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(貸付申請)</p> <p>第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>専門医資格を有する者であることを証する書類の写し（学校法人自治医科大学医学部を卒業した者を除く。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(貸付金の返還)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月（第14条第1項の規定により履行を猶予された場合にあつては、猶予された期間を加算した期間）以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 貸付金の返還を終えるまでの間に医師免許を取り消され、又は<u>専門医資格を有する者でなく</u></p>	<p>(貸付金の借受者の資格)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア <u>専門医資格（医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第1項第7号の規定により厚生労働大臣が定める事項のうち医師の専門性に関する資格をいう。以下同じ。）</u>を有する者であること。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(貸付申請)</p> <p>第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>専門医資格を有することを証する書類の写し（学校法人自治医科大学医学部を卒業した者を除く。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(貸付金の返還)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月（第14条第1項の規定により履行を猶予された場合にあつては、猶予された期間を加算した期間）以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 貸付金の返還を終えるまでの間に医師免許を取り消され、又は<u>専門医資格を失ったとき</u>。</p>

<p>なつたとき。</p> <p>3 略</p>	<p>3 略</p>
--------------------------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。